

一般財団法人城陽山砂利採取地整備公社 令和3年度事業報告

1. 公社運營業務

(1) 評議員会

①第1回 令和3年6月15日

ア. 報告事項

○一般財団法人城陽山砂利採取地整備公社令和2年度事業報告について

イ. 決議事項

○一般財団法人城陽山砂利採取地整備公社令和2年度収支決算報告について

○一般財団法人城陽山砂利採取地整備公社評議員の選任について

○一般財団法人城陽山砂利採取地整備公社役員を選任について

②第2回 令和3年12月24日

ア. 決議事項

○一般財団法人城陽山砂利採取地整備公社定款の一部改正について

(2) 理事会

①第1回 令和3年5月31日（みなし決議の日）

ア. 報告事項

○一般財団法人城陽山砂利採取地整備公社令和2年度第2回支出予算の流用について

○一般財団法人城陽山砂利採取地整備公社令和2年度第2回支出予算予備費の使用について

イ. 決議事項

○一般財団法人城陽山砂利採取地整備公社令和2年度事業報告及び収支決算報告について

○一般財団法人城陽山砂利採取地整備公社令和3年度第1回収支補正予算について

○一般財団法人城陽山砂利採取地整備公社評議員候補者の推薦について

○一般財団法人城陽山砂利採取地整備公社役員候補者の推薦について

○一般財団法人城陽山砂利採取地整備公社令和3年度第1回評議員会

の招集について

ウ. その他

- 一般財団法人城陽山砂利採取地整備公社令和3年度第2回理事会の開催について（招集手続き省略による開催）

②第2回 令和3年6月15日

ア. 決議事項

- 一般財団法人城陽山砂利採取地整備公社役職役員の選定について
- 変更確認書の締結について（料金改定関係）

③第3回 令和3年12月8日

ア. 決議事項

- 搬入された建設発生土の有効利用について
- 一般財団法人城陽山砂利採取地整備公社定款の一部を改正する議案の制定について
- 一般財団法人城陽山砂利採取地整備公社建設発生土の有効利用に関する規程の制定について
- 建設発生土の有効利用に関する確認書（令和4年1月）の締結について

イ. 報告事項

- 地下水モニタリング調査の終了について

④第4回 令和4年3月30日

ア. 報告事項

- 一般財団法人城陽山砂利採取地整備公社令和3年度第1回支出予算の流用について
- 一般財団法人城陽山砂利採取地整備公社令和3年度第1回支出予算予備費の使用について

イ. 決議事項

- 一般財団法人城陽山砂利採取地整備公社育児・介護休業に関する規程の一部改正について
- 一般財団法人城陽山砂利採取地整備公社令和3年度第2回収支補正予算について
- 確認書（令和4年4月）の締結について
- 一般財団法人城陽山砂利採取地整備公社令和4年度事業計画及び収

支予算について

ウ. その他

○一般財団法人城陽山砂利採取地整備公社令和4年度公社職員の体制について

(3) 運営委員会

一般財団法人城陽山砂利採取地整備公社の運営上必要な事項について、協議・調整を行うことにより、その円滑な運営を図ることを目的として、理事会の開催等に先立ち、令和3年5月26日、同6月8日、同11月15日、令和4年3月18日の計4回、運営委員会を開催した。

2. 受入事業

(1) 建設発生土の受入

令和3年度埋戻し事業計画に基づき、10事業所のうち6事業所へ搬入した受入台数は、次のとおりであった。

- ・ 公共事業 10t車 116,369台、4t車 9,191台、2t車 1,151台
計 126,711台
- ・ 民間事業 10t車 105,576台、4t車 634台、2t車 0台
計 106,210台
- ・ 合計 10t車 221,945台、4t車 9,825台、2t車 1,151台
計 232,921台

なお、搬入合計台数を10t車(5.5m³/台)換算した場合の受入台数は、226,106台であった。

(2) 総量管理

長池・青谷地区の集中監視所に監視員を配置し、契約土量の総量管理をトラックスケール及び搬入カード(ICカード)を使用して行った。

(3) 施設維持管理

① 補修工事等

ダンプ専用道路の部分補修用資材として、5,044m³の路盤材及び1

90 t の固化材を関係事業所に配備した。

②散水業務

防塵対策として、延べ261日、1,303回の散水業務を実施した。

3. 分析検査事業

建設発生土の土質等を把握する為、受入契約前に建設発生土発生現場での調査（同一工区を含む）を実施した。調査件数は905件であった。

（1）事前分析検査

建設発生土の搬入にあたり、埋立処分地管理運営規程第6条に基づく事前分析検査（28項目）を実施した。検査件数は824件で、内45件が環境省告示の環境基準に不適合（契約否）であった。

（2）中間検査

埋立処分地管理運営規程第11条に基づく中間検査の対象物件は25件で、内2件が環境省告示の環境基準に不適合であったことから、搬入をしなかった。

（3）抜取検査

建設発生土搬入車両から試料を採取し、埋立処分地管理運営規程第12条に基づく検査であるが、今年度は件数はゼロであった。

（4）定期検査

各受入事業所において、埋立処分地管理運営規程第13条に基づく定期検査を実施した。検査件数は23件で、内1件が環境省告示の環境基準に不適合であったことから、場外搬出を実施した。

4. 環境保全事業

（1）地下水水質調査

①モニタリング調査

埋戻事業を実施するについて、地下水の状況を把握するため公社が設置

した観測井戸1箇所のモニタリング調査を1回実施した。

②解析業務

これまで公社が実施してきた各種調査結果を踏まえた総合的解析業務を実施した。

(2) 土壌・地下水の保全に係る審議会

令和4年3月24日に開催し、令和3年度地下水モニタリング調査結果及び審議会設立からの経過を取りまとめた報告書をもって、令和3年度末にて審議회를いったん休止することとした。

(3) 公益目的支出計画実績報告書

環境対策事業については、公益目的支出として平成25年3月31日を算定日とし、公益目的財産額を1億8,120万9,119円、年間予定公益目的支出額を618万3,200円、公益目的支出計画の実施期間を30年として、公益目的支出計画を策定した。

令和3年度決算において、公益目的支出計画実績報告書は次のとおりである。

公益目的支出計画実績報告書

【 令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の概要 】

| | |
|---------------------------|---------------|
| 1. 公益目的財産額 | 181,209,119 円 |
| 2. 当該事業年度の公益目的収支差額(①+②-③) | 23,634,465 円 |
| ① 前事業年度末日の公益目的収支差額 | 24,325,517 円 |
| ② 当該事業年度の公益目的支出の額 | 3,157,248 円 |
| ③ 当該事業年度の実施事業収入の額 | 3,848,300 円 |
| 3. 当該事業年度末日の公益目的財産残額 | 157,574,654 円 |

【 公益目的支出計画の状況 】

| | | |
|--------------------------|-----------------|------------|
| 公益目的支出計画の 完了予定事業年度の末日 | ①. 計画上の完了見込み | 令和25年3月31日 |
| | ②. ①より早まる見込みの場合 | 令和 年 月 日 |

(単位:円)

| | 前事業年度 | | 当該事業年度 | | 翌事業年度 |
|----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 |
| 公益目的財産額 | 181,209,119 | 181,209,119 | 181,209,119 | 181,209,119 | 181,209,119 |
| 公益目的収支差額 | 49,465,600 | 24,325,517 | 55,648,800 | 23,634,465 | 61,832,000 |
| 公益目的支出の額 | 6,183,200 | 2,510,719 | 6,183,200 | 3,157,248 | 6,183,200 |
| 実施事業収入の額 | 0 | 0 | 0 | 3,848,300 | 0 |
| 公益目的財産残額 | 131,743,519 | 156,883,602 | 125,560,319 | 157,574,654 | 119,377,119 |

(4) 道路清掃業務

市道3001号線、2389号線、17号線等の路線について、昨年度に引き続きダンプの通行に伴う道路清掃を実施した。また、国道307号と市道450号線についてもダンプの通行に伴う道路清掃を実施した。

(5) 夜間パトロール

不法投棄の防止と環境美化を図るため、また東部丘陵地周辺の環境美化対策に努めるため、週1回の夜間パトロールを実施した。

5. 監視事業

(1) 受入処分地における監視

危険防止及び不法投棄防止等を図るため、6事業所の受入処分地に嘱託職員の監視員を配置し安全確認を行った。

(2) 集中監視所における監視

産業廃棄物等の混入防止を図るため、長池・青谷地区集中監視所に監視員を配置し安全確認を行った。

なお、長池地区集中監視所は、道路事業により支障となったため、寺田奥山に移転した。

(3) 展開検査

産業廃棄物等の混入防止を図るため、長池・青谷地区集中監視所の展開検査場所において、任意の荷下ろし検査を行った。